

会議の要旨（議事録）

会議の名称	第1回鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会		
開催日時	平成29年8月25日 午前10時から	開催場所	鳥栖市役所2階第3会議室
出席者数	策定委員 8人 事務局 5人	傍聴人数	0人
議題	① 会長・副会長の選出について ② 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について ③ 鳥栖市における高齢者の現状と取り巻く課題について ④ 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について ⑤ 鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて		
配布資料	○平成29年度第1回鳥栖市高齢者福祉計画策定員会レジュメ ○資料1 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱 ○資料2 高齢者要望等実態調査報告書 ○資料3 鳥栖市高齢者福祉計画施策評価報告書 ○資料4 鳥栖市高齢者福祉計画骨子案		
所管課	(課名) 社会福祉課 (電話番号) 85-3554		

第1回鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会 会議録

- 1 開会あいさつ
- 2 副市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 議題
 - ① 会長・副会長の選出について
 - ② 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について
 - ③ 鳥栖市における高齢者の現状と取り巻く課題について
 - ④ 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について
 - ⑤ 鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて
- 6 その他

●会長

- ・議題について説明依頼

○事務局

- ・議題について資料に添って説明

議題① 会長・副会長の選出について

会長・副会長の決定

議題② 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について

質問なし

議題③ 鳥栖市における高齢者の現状と取り巻く課題について

●委員

今説明していただいた高齢者要望等実態調査の回答内容を踏まえた整理をさせていただいているのですが、鳥栖市の回答者の年齢構成を見たら後期高齢者が4分の3くらいをしめています。整理の時はその点を頭に入れて考えていく必要があると思ったところです。

●会長

現在の高齢者は65歳以上ということになっています。65歳以上が高齢者といっても、定年も65歳になってきている中で、75歳以上の後期高齢者を前提に話し合いを進めた方が、より現実に近い議論がなされるのではないかと思います。今の意見に対して事務局から何かございませんか。

○事務局

高齢者要望等実態調査については調査対象者の区分を記載させていただいております。上から一般高齢者、二次予防事業対象者、そして下に認定を受けている要支援、要介護認定者、施設入所者とさせていただいております。認定を受けている方については、全ての方を対象としており、ケアマネージャー等を通じて調査をしています。そして一般高齢者、二次予防事業対象者については全数調査ではなく、認定を受けていない方の約1割を対象とする抽出調査をしています。75歳以上になると認定率が高くなる関係で回答率に偏りがあると考えております。そのため、委員のご指摘があったように調査の項目によっては回答された区分に応じて分析をする必要があると思います。

●委員

「介護予防・日常生活支援総合事業」をスタートしたとありますが、具体的にはどういった事業をスタートしたのかを教えてください。

○事務局

本市においては平成29年4月から総合事業を開始いたしました。具体的には、今まで要支援1・2の方々、要支援にはならないが少しお体の状態が低下してきている方を対象に事業の検討を行いました。本市におきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険課と共同で、今までのデイサービスのほか、少し基準を緩和して料金を下げたサービスを設定しました。他にも、高齢者の

中には足腰の筋力が落ちて歩くことが難しくなる方もいますので、そういった方々を対象に短期集中型のサービスを1つ設けました。また、本市独自のものとして、ボランティアで運営できるデイサービスを検討しております。

続きまして、訪問系のサービスについては、こちらも基準を緩和したものを1つ増やして、ヘルパー資格を持っていなくても一定の研修を受けることでサービスをできるように、そして料金を下げようとしたものを開始しました。

今後、ニーズ等を踏まえたうえで必要に応じて追加していくということで検討しています。

●副会長

ボランティアで運営と言いましたがボランティアによるものとは何ですか。

○事務局

本年4月から介護予防サポーターということで養成研修をスタートしています。現在60人くらいの方に研修を受講していただいております、そういった方々に講義と実地研修を受けていただき、サービスを提供できるスキルを身につけていただいております。

●副会長

ボランティアは無報酬ですか。

○事務局

有償ボランティアの形をとっています。1回千円で委託事業所の方から支払う形をとっています。

●会長

制度実態はそれぞれあると思いますが、人材不足というのが介護の現場では非常に大きな問題になってきています。そういった中で鳥栖市としてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

また、認知症高齢者の問題として、グループホームが認知症高齢者の施設ですが、徐々に垣根がなくなってきており、グループホームはいよいよ廃止されるかもしれない流れです。これは老人ホームの問題だけではないのですが、認知症高齢者が増えている中で本当に認知症の方にとってそれで良いのか。あまりにも知識がないことで、高齢者の身体拘束等につながっている。認知症の方がそのような状況にならない処置といったものをどのように考えているのか。その辺りを合わせてお聞かせいただければと思います。

○事務局

会長からご指摘のあったように、介護現場を円滑に、そしてサービスを受ける高齢者の安心のためには介護に携わる専門職の量の確保と質の確保があると思います。話にもありましたように、質の向上については佐賀県の方で都道府県の介護保険事業支援計画で位置付けるものや、介護保険については鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険事業計画の中で位置付けるということになるかと思っています。これは負担軽減という側面もあるとは思いますが、具体的には国の施策の中で介護ロボットの導入の試験的なものについて補助金の規定があります。そういったものがありましたら市としましても積極的に活用していただいております。

それから質の確保については、お話がありましたように、介護職員の質を上げなければ、それが虐待につながるというところがあると思いますので、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課と合同で毎月1回、自立支援ケア会議を開催しております。介護サービスの基本となるケアプランの質を上げていくために、毎月3事例程、挙げてもらいまして、リハビリや医療の専門職、5職種程に入ってもらって、介護、ケアプランの質の向上に努めています。適切なサービスが提供できるような体制を取っていくことで介護サービス全体の質を上げていく取組を合わせて行っています。

○事務局

認知症の方への身体拘束については、国の方からも厳しく解消するようと言われております。介護事業を行う上で指定を受けてサービスを提供することになっておりますが、これは都道府県が権限を持っているものと、市町村が権限を持つものがあります。鳥栖市においては鳥栖地区広域市町村圏組合になり、グループホームについては鳥栖地区広域市町村圏組合が権限を持っており、その中に実地指導という仕組みがあります。実際、施設に赴き指導して、その中で身体拘束の有無について確認をしています。合せて、身体拘束等を行う場合には明確な規定がありまして、そうでなければ安全が確保できないといった限定的なものでなければなりません。また、本人の同意を得ておかなければならない、定期的に改善に向けた話し合いがなされなければならないといった規定があり

ます。そういったことが実施されているかを確認しています。また、確認がなされないまま、身体拘束が行われているという事であれば高齢者虐待の疑いも考えなければいけません。その権限は鳥栖市社会福祉課が所管しており、(広域)介護保険課と社会福祉課の合同で調査しています。

●委員

1つお願いがあります。各地区のハローワークが主体となって人材不足の対策にむけた取組をしていますが、鳥栖市ではあまり参加する方がいらっしゃらないですね。鳥栖市独自でも、そういった人材不足を補うための事業を、例えば初任者講習を鳥栖独自でやるとか、そういう形にしていかないとこの先必ず人が足りなくなると思います。鳥栖市に住めばサービスが手厚いから移り住もうと思ってもら。そうしないと先進地に人が流出していくと思います。実際は、鳥栖市独自で人材対策をおこなった方が方向的には、高齢者も力になるわけなので、介護助手とかそういったものを考えてほしい。

○事務局

鳥栖市では、鳥栖地区広域市町村圏組合で介護職員等基礎研修事業実行委員会があります。ケアマネージャーの協議会、ヘルパーの協議会、グループホームの協議会、訪問看護の協議会の4つありますので、その協議会の役員と行政職員、地域包括支援センターで必要な研修の検討と年間の研修のスケジュールを現場の声を聞きながら組み立てています。その中には初任者の方に必ず受けていただく研修やケアプランの質を上げていく研修、なかなか福祉分野の職員は医療分野の知識が難しいので医療に関する研修などを行っています。これは介護の質を上げていくということと、あそこは質が高いのであそこに就職したいということに繋がればと思います。ただ、介護職員の人手不足という問題について、行政の職員も協議会に入っていますので、そういった意見を発信していきたいと思います。

●会長

認知症の方をどのようにチェックしていくか。その辺を整理する必要があります。今後、認知症の方が増えていく中で啓蒙活動をやっていくことがますます必要になると思っています。

●委員

施設で専門職が高齢者に対する対応をちゃんとするかということがメインの話とは思いますが、社会福祉協議会では、市から委託を受けて「ふまねっと運動」をやっております。月に2回、まちづくり推進センターや公民館で開催しています。職員2人、ボランティア2人の計4人で対応しており、ボランティアの協力がありはじめてできている状況です。やはり、ボランティアの方の協力を得て地域みんなで元気を維持する。認知症や要介護の認定を受けない方でも生活の質を維持し、自宅で元気に暮らす方策を考えないといけない。そのためには無理のないボランティアが必要で、「一緒に行こうよ」と声をかけるだけでボランティアだと思います。高齢者が高齢者を支えるといった視点を入れても良いと思います。押し付け合いのボランティアでは先細りになるので、気軽にできるボランティアを考える必要があると思います。

●会長

地域包括ケアを紐解いていくと「自助、互助、共助、公助」の4つがありますが、これはお年寄りに限定して考えがちですが、地域の絆をどう作っていくのかということを考えていかないといけません。いくら行政が企画しても、人手が足りないといった問題が必ず出てきます。高齢者を取り巻く環境の中で、通いの場がありますが、機会があれば、お年寄りたちが子どもたちに、といった場を提供してあげて、子どもたちの笑顔で元気をもらって、心の元気が体の元気に繋がっていく。そういった機会を地域ごとに創出していくことが今こそ必要になっているのでないでしょうか。生産人口が減ってきているので、発送を転換していかないと、誰かがお金と人を出してあげるから、という問題ではなくなっていると思います。

○事務局

少し現状を説明いたしますと、鳥栖市ではまちづくり推進センターを活用して「ふまねっと運動」や「いきいき健康教室」など様々な教室を展開しています。しかし、なかなか公民館まで歩いていけないといった声もあります。今、鳥栖市が約76町区ありまして、その中に集会場や公民館がありますので、そういった場所なら比較的歩いていける場所にあり、そういった場所を中心に健康づくりができればと考えています。緑生館の協力で下肢筋力を鍛える「とすっこ体操」を考案していただいて、自分たちで運営できる通いの場に、週に1回集まって健康づくりをやりたいという

取組を現在進めています。現在76町区中、16か所で毎週体操が行われていまして、我々職員と緑生館で立ち上げのときと、3カ月に1回、体力測定をしています。下肢筋力や歩く能力は向上が見られますので、引き続き継続していきたいと思っています。しかし、課題もあり、特定の決まった方しか参加しないということや世代間交流ができるまでには広がっていないので、今後、本当は参加した方が多いけど参加していない方をどのように呼び込むかや、小学校や幼稚園と交流ができるような場になれば良いと思いますので、こういった場でご意見を頂ければ非常にありがたいと思います。また、ボランティアの育成については、今年度から「介護サポーター養成講座」を行っています。高齢者要望等実態調査を実施する際に一般高齢者を対象にアンケートを実施し、「ボランティアの機会があれば参加したいですか」と質問していたのですが、それに対して「来たい」と回答された方に対して案内を行っています。最初は20数名の参加だったのですが、口コミで広がって今は60数名になっています。そういった意識を持った人は地域にたくさんいますので、そういった方々に協力していただける、そういった仕組みが今後できればと思っています。

●委員

地域包括ケアシステムの中に「住まい」というのがありますが、住まいの課題については取り上げられていないので、鳥栖市としては住まいの問題は大きく取り上げられていないのですか。今の制度は持ち家を前提とした構造になって描かれていますけど、個数は足りていても、所得に応じた住まいという考え方も出てくると思います。低所得者や障害者、高齢者の課題が先々には必ず出てくると思います。

○事務局

住まいについては、例えば、環境的、経済的な面で住む場所に困っている方については養護老人ホームに措置をするという制度があります。別のセーフティネットでは生活保護もありますので、衣食住の住の面では比較的、公の制度としてカバーがなされているものだと私たちは考えています。カバーしているので課題が全然ないとは考えておりませんので、私たちの方では困った方がいる場合、民生委員や社会福祉協議会から情報を得まして、個別に公のサービスで持って対応をしている状況です。

●委員

市営住宅には低所得の高齢者も入っているのでしょうか

○事務局

市営住宅には高齢者の方も多くおまして、低所得の方も多くいらっしゃいます。公営の住宅であれば収入に応じて家賃等が決まっておりますので、そういった意味では、1つのセーフティネットになっていると考えています。

議題④第8期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について

●副会長

基本理念は定期的に見直しをするのですか

○事務局

定期的に見直しを行いますが、今回は、平成37年度を見据えた計画で最終的目標が同じということがありますので、同じ基本理念になっています。

議題⑤鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて

質問なし

●会長

他に何かありますでしょうか。

●委員

私は地域包括ケアシステムのことをよく聞かれるとき、「本当に実現できるのですか」と聞かれます。私はまだまだだと思っています。個人的には、タブレット端末で管理してフリーWi-Fiを使って情報を見られるとか、別の地域ではそういった話も出てきている。今後どういうふうに考えていくのか。国から降りてきたものをやるのはわかるのですが、本当にできるのかという思いがあります。鳥栖市独自の考え方はどうなのかと。私の理想としてはタブレット端末を叩けば、その人の主治医まで分かる、そういったところまでいくと鳥栖市は

安全だなどと思ってもらえる気がします。

●副会長

G P Sについてはこの前別の会議ででしたが、これについても個人情報の問題があるのでしょ。

○事務局

地域包括ケアシステムについては、私が福祉に来て6年になりますが、そのとき初めて聞いた言葉です。では具体的にはどういったものが地域包括ケアシステムなのと考えていますが、具体的な目標地点が表せないというのがございます。概念的な言葉で言いますと、高齢者がその地域で柔軟に住み続けられるように、高齢者を取り巻くサービスが切れ目なく提供できる体制が整ったものと言われていています。個人の情報を入れた時に、その人の病院、主治医といった情報連携は医療機関では進んでいるところでして、鳥栖・三養基地区の医師会の中ではそういった情報が端末で取得できるようなサービスがすでに動き始めているところです。一方で個人情報の問題がありますので、民生委員や行政、区長まで普及するのはなかなか進むのは難しいと思います。G P Sについても個人情報の問題があるかと思います。どこに行くのも第三者にばれてしまうとかですね。そういった考え方もありますので、一方の視点から見ると便利ですが、ご本人の視点から見るとなかなか難しいなと思います。

●委員

ご家族の了解を得られればG P Sを付けるのが有効だと思います。

○事務局

個人情報の関係とか出ていますが、タブレットで例えば老人の方の主治医とかを知りたい。これが例えば災害、熊本地震や九州北部豪雨の行方不明者についてですね。国全体でマイナンバーカードがありますけど、避難所に来た時に誰がいて誰が行方不明なのか、この方の主治医はだれか、そういったことを活用できる事例が1つあります。論議していることと違いますが高齢者の医療データやG P Sを管理できる所はあるのですが個人情報の問題があります。しかし、国からすると個人情報を管理することができれば、災害時等の避難所においてカード1枚で確認できる。そういったデータを取り組むことのできるシステムができれば変わってくるのかなと思います。高齢者関係のケアシステムの連携というのが今後進んでいくのかなとも思いますが、そこは個人情報を管理していかなければならない。このデータにアクセスするためにどういうツールが必要なのか今後の課題なのかと私の個人的な意見です。良い意味で使えるデータの管理は可能なのかと思います。

●委員

ご要望としてなのですが、50代ころから個人差がでてきますので、若いころからの健康というのも計画と連携させながら、触れておいた方が良いかと思います。若い世代から健康の意識が大切だということです。

●会長

若い世代との交流が広がればそれは地域の強い力になると思います。

それでは、議事につきましてはこれで終わらせていただきますが、事務局から何かございますか。

○事務局

特になし

○長時間にわたり慎重にご審議をしていただき、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の第1回高齢者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。

次回は11月上旬を予定しております。

お疲れ様でした。